

アンチ・ドーピング委員会規程

第 1 章 総 則

第1条 公益財団法人日本体育協会（以下「本会」という。）定款第42条に基づいて、アンチ・ドーピング委員会を設ける。

第2条 この委員会は、本会のアンチ・ドーピング活動の推進主体として、加盟団体および関係機関・団体と連携し、スポーツの価値を損なうドーピングを防止・根絶するとともにフェアプレー精神の醸成に寄与することを目的とする。

第 2 章 所管事項

第3条 この委員会は、次の事項を協議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

- （1）アンチ・ドーピング活動の企画立案に関すること。
- （2）アンチ・ドーピング活動の教育・啓発・情報収集・情報提供に関すること。
- （3）加盟団体、関係機関・団体との連携・協力に関すること。
- （4）その他、アンチ・ドーピングに関する重要案件に関すること。

第 3 章 委 員

第4条 この委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

委 員 若干名

第5条 委員長は、理事又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

2. 委員長は、会長が委任した事項における業務を執行する。

3. 委員は、委員長が本会役員、本会加盟団体役員及び学識経験者のうちから推薦する者を、理事会に諮って、会長が委嘱する。

第 4 章 任 期

第6条 委員の任期は、委嘱日から開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を防げない。

第 5 章 委 員 会

第7条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2. 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

3. 委員長が認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

4. この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会において定める。

第8条 この委員会に、委員会の決議を経て、必要な部会等を設けることができる。

第 6 章 規程の変更

第 9 条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

1. この規程は、平成 29 年 11 月 8 日から施行する。